

## 別紙2

### 【対象地域】

東京電力パワーグリッド株式会社サービスエリア内		
災害救助法適用対象市町村	栃木県	那須郡那須町
隣接する市町村	福島県福島市、郡山市、白河市、須賀川市、相馬市、南相馬市、伊達市、本宮市、伊達郡桑折町、伊達郡国見町、岩瀬郡鏡石町、大沼郡会津美里町、双葉郡広野町、双葉郡檜葉町、双葉郡富岡町、双葉郡浪江町および相馬郡新地町に隣接する	

### 【特別措置の内容】

#### ① 電気料金の支払期日延長

被災されたお客さまの2021年1月（支払期日が2月13日以降となるものに限ります。）、2月、3月分および4月の電気料金の支払期日を各々1カ月間延長いたします。

#### ② 不適用月の電気料金の免除

被災日から引き続き全く電気を使用していない場合には、被災日が属する月分の次の月分の電気料金から6カ月間に限り、電気料金を申し受けません。

#### ③ 工事費負担金の免除

被災されたお客さまが、被災前と同じ契約内容で2021年8月末日までに電気の使用を申し込まれた場合は、工事費負担金は申し受けません。

また引込線・計量器等の取付位置の変更、臨時電灯・臨時電力の使用、を申し込まれた場合は、諸工料・臨時工事費は申し受けません。

#### ④ 基本料金の免除

被災されたお客さまの電気設備の一部が使用不能となった場合は、その使用不能設備相当分の基本料金は、2021年8月末日まで申し受けません。

東京電力パワーグリッド株式会社：[https://www.tepco.co.jp/pg/company/press-information/information/2021/1576175\\_8921.html](https://www.tepco.co.jp/pg/company/press-information/information/2021/1576175_8921.html)

〔お問い合わせ先〕

株式会社ウエスト電力 業務本部：03-5353-6858

受付時間：平日9：00～18：00

（定休日：土曜・日曜・祝日）